

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成 27 年里庄町条例第 21 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 8 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第3号

専決処分書

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理由

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）第2条の規定が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成27年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日公布
里 庄 町 条 例 第 21 号

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険条例（昭和 35 年里庄町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。